

11月1日
より

『冬期福祉手当』申請受付中

町では、高齢の方や心身に障がいのある方の冬期間の在宅福祉の向上を図ることを目的に、「冬期福祉手当」を給付します。

【給付対象世帯】

- 八雲町に居住する世帯のうち、在宅で次の①～⑨のいずれかに該当する町民税非課税世帯とします。ただし、生活保護世帯は対象から除きます。
- ① 満75歳以上の高齢者のみの世帯
 - ② 満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親世帯
 - ③ 八雲町寝たきり老人等在宅介護支援手当支給要綱に該当する方がいる世帯
 - ④ 特別児童扶養手当の支給対象者がいる世帯
 - ⑤ 特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方がいる世帯
 - ⑥ 療育手帳Aの交付を受けている方がいる世帯
 - ⑦ 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方がいる世帯
 - ⑧ 精神障害者保健福祉手帳1

級の交付を受けている方がいる世帯

⑨ 特定疾患医療受給者証（国が定める疾患に限る）の交付を受けている方がいる世帯

【手当の金額（年額）】

一世帯あたり 5,000円

【交付申請の手続き】

申請する方は世帯主です。① 必要なもの

世帯主の印鑑、世帯主名義の預貯金通帳、給付対象であることを証明するもの（各種手帳、特定疾患医療受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者

証、児童扶養手当証書など）※代理人が申請書を提出する場合もこれらを持参してください。代理人の印鑑は不要です。

② 受付期間

平成30年3月31日まで

【申し込み先】

○八雲地域

・保健福祉課高齢者福祉係

（シルバープラザ内）

・住民生活課社会係

・落部支所

○熊石地域

・熊石総合支所住民サービス課

【問い合わせ先】

・保健福祉課高齢者福祉係

☎0137-64-2111

・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

不用品交換コーナー

10月15日時点

ゆずります

これまでの成立件数 **74**件

・ベビーたんす

ゆずってください

これまでの成立件数 **36**件

・なし

【申請方法】企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。

※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300

高齢者等肺炎球菌ワクチンの 予防接種をお忘れではありませんか？

肺炎は八雲町の死因第3位。亡くなる方の約95%が加齢とともに免疫力が弱まっている65歳以上の方です。これからの季節は、特に感染症が流行するため、肺炎に罹りやすくなります。肺炎予防にはワクチン接種が効果的です。

本年4月に、今年度対象者の方に個別通知をしています。が、助成期限は来年の3月31日までに接種された方となります。なお、紛失などで書類がない方は、再発行しますのでご連絡ください。

平成29年度に下記の年齢になる方が対象者です

年齢	生年月日
65歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日
70歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日
75歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日
80歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日
85歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日
90歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日
95歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日
100歳	大正6年4月2日～大正7年4月1日

予防接種実施日に60歳以上65歳未満の方で、身体障害者手帳1級（心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る）の交付を受けている方

※過去に1回でも肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けた方は助成の対象となりません。

【問い合わせ先】

・保健福祉課健康推進係（シルバープラザ内）

☎0137-64-2111

・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111